

選択的夫婦別姓制度の導入に反対する意見書

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、第3次男女共同参画基本計画の策定作業を進めており、今年中の閣議決定を予定している。男女ともに個性と能力を十分に発揮し、ともに支え合い協力し合う、男女共同参画社会の実現に向け取り組む必要があるが、それは国民的コンセンサスを得てはじめて推進できるものである。

家族は社会を構成する基礎的な単位であり、選択的とはいえ夫婦別姓を制度化することは、子どもに姓の選択を迫ることにもなり、親子関係をめぐる痛ましい事件が続発する昨今、家族の一体感の喪失に繋がるものとの強い懸念がある。

第3次男女共同参画基本計画の策定に向けた中間整理段階で実施されたパブリックコメントにおいても「選択的夫婦別姓の法制化に反対、男女の違いを尊重すべきではないか、専業主婦の立場から特定の生き方を押しつけるものではないか」という意見が、多くの国民から寄せられている。

しかしながら、内閣府の「男女共同参画会議」は、こうした多くの国民の意見を無視して議論を進め、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方（答申）」においては、選択的夫婦別氏制度を含む民法改正が必要と明記している。

政府は、去る11月22日に公表した「第3次男女共同参画基本計画案」において、民法改正に関して「引き続き検討を進める」と、その表現を修正しているが、そもそも選択的夫婦別姓制度は、夫婦があり子どもがあるといった家族の基本形態の破壊につながりかねないものであることが明らかであり、反対する多くの国民の声を無視し、その導入に向けて民法改正を行うことは断じて許されるものではない。

よって、国においては、国民から寄せられた意見を十分踏まえ、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法改正を行わないことはもとより、第3次男女共同参画基本計画が、我が国の良き伝統文化を尊重し、国民の求める男女共同参画社会の実現に向けたものとなるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊